

資本主義の多様性アプローチの制度変化論における近年の展開  
—コーディネートされた市場経済における変容の意味と多様性の再確認—

北川 亘太

国税庁

E-mail: kouta228@yahoo.co.jp

(kota.kitagawa@nta.go.jp)

(1) はじめに

グローバリゼーションの圧力の下で各国制度が自由市場型に接近していくという「収斂論」の考え方は、果たして正しいのであろうか。この問いに対して否定的な立場をとる「多様性論」は、複数の経済システムが併存することを理論面、実証面の双方から主張することを通じて、学説を超えて一般通念にもなっている収斂論を鋭く批判する。

多様性を主張する諸理論を先導してきたのが Hall, Soskice らによって構築されてきた「資本主義の多様性」(Varieties of Capitalism: VOC) アプローチである。そこでは、企業が対外・対内的に非市場的なコーディネーション関係を取り結ぶ「コーディネートされた市場経済」(Coordinated Market Economy: CME) がリベラルな市場経済 (Liberal Market Economy: LME) に対置される<sup>1</sup>。

多様性論は、いくつかの資本主義類型が安定的に存続することを説得的に論じるという目的をもつがゆえに、静態的な視点と含意に陥りがちである。この問題は VOC アプローチにも当てはまるが、近年、多様性論としての枠組みの範囲内で制度変化をより精緻に扱うための理論的な修正が試みられている(eg., Hall and Thelen 2009)。具体的には、VOC アプローチは、歴史的制度論において発展した長期にわたる蓄積的な変化に注目するというアプローチを援用することによって、企業行動が諸制度を徐々に、しかし長期的にみれば大きく変容させるという動態を捉えた。ここまでの展開は北川(2011)において整理されているが、変化の分析を精緻化させたことが VOC アプローチの理論的含意にどのような影響

---

<sup>1</sup> VOC アプローチの要点、及び、それがもつ問題点全般は、山田(2008, pp.112-20)によって簡潔にまとめられている。

をもたらしたのかという点については、調査と考察が不十分であった。

そこで、本報告では、制度変化の分析を精緻化させた VOC アプローチが近年の CMEs の変容をどのように評価したのかを確認したい。多様な資本主義が併存するという VOC アプローチの根本的な主張を強固なものにするためには、CMEs の変容がリベラリゼーション、つまり LMEs への収斂ではないことを明確に示す必要がある。CMEs の変容について、収斂論を否定しうる解釈を VOC アプローチは提示できたのであろうか。

CMEs における近年の変容の特徴と方向に言及した主な研究は、Hall and Thelen (2009), Thelen (2009), Palier and Thelen (2010) である。これらの研究を中心にみてくことを通じて、制度変化を精緻に分析することによって VOC アプローチの多様性論としての主張がより強固なものになったことを確認したい。

## (2) VOC アプローチの制度変化論の発展

初期の VOC アプローチにとって制度変化を論じることの意義は、複数の（実際の分析においては 2 つの）資本主義類型が併存することを静態的な比較からだけではなく動態的な観点からも確認することにあつた。Hal and Soskice(2001)は、CMEs について、グローバル化の圧力に対して適応的な変化をとめないながらも、経済システム全体としてみればコーディネーションを支える諸制度が概ね維持されることを主張した。コーディネーション・タイプが再生産される理由は、企業が制度補完性を保持するインセンティブをもつためであるという(Hall and Soskice 2001, pp.62-4)。

初期の VOC アプローチにおける制度変化論は、多様性を主張するうえで核心的な概念である制度補完性を制度変化分析にも用いることによって、演繹的に変化の過程と帰結を示す傾向があつた。ただし、Hall and Soskice は、コーディネーション・タイプの再生産を強調する一方で、大規模な変化が生じる可能性についても触れている。大規模な変化が起こるとするならば、それは諸制度が短期間に劇的に崩壊するというかたちをとる。劇的な崩壊は、「制度補完性によって、経済の一領域での制度改革が雪だるま式に膨れ上がり他の領域でも変化をもたらす」ことによって生じうる(*ibid.*, pp.63-4)。

これに対し、歴史的制度論の側から、CMEs において現に観察される変化は VOC アプローチにおいて演繹的に想定されるような変化とは異なっているという問題提起がなされた。Streeck and Thelen (2005)によれば、CMEs の変容は、同一均衡への回帰に至るまでの経過でも短期的な崩壊でもなく、長期にわたって小さな変化が蓄積した結果として生じてい

るといふ。歴史的制度論において近年注目されているこの「漸進的な変容」(Gradual Transformation)は、いくつもの事例分析をもとに、多岐にわたるメカニズムを通じて生じていることが確認されている(Streeck and Thelen 2005)。次節においてみていくように、多様なメカニズムをもつ漸進的な変容は、制度をとりまく状況や変化のメカニズムの相違に着目して概ね4つの「モード」に整理されている(Mahoney and Thelen 2010)。

歴史的制度論の側からの問題提起を受けて、VOCアプローチは、漸進的な変容に注目するという視点を援用することによって、企業行動が諸制度を徐々に、しかし長期的にみれば大きく変容させるという動態を捉えた(Hall and Thelen 2009, pp.18-20)<sup>2</sup>。漸進的な変容に注目する観点は、制度変化を精緻に分析するためにVOCアプローチの分析視角を修正する試みの一環として導入されている。

分析視角の修正は、「制度」の理解の仕方に集約されて表れている。初期のVOCアプローチにおいて、「制度」は、アクターの戦略を決定する際の所与の制約条件としてみなされていた(Deeg and Jackson 2007, ch.4)。いいかえれば、(制度)構造が(企業)戦略を決定する側面が強調されていたということである(Hall and Soskice 2001, p.15)。その一方で、Hall and Thelen (2009, p.10)においては、「リソースとしての制度」、つまり「単に行動の制約という要因として諸制度をみなすことから離れ、それらを特定のタイプの活動、とりわけ集団行動の機会を創出するリソースとしてもみなす」という考え方が示されている。リソースとしての制度理解のなかで、「中心的なアクターである企業は、諸制度に制約されながら、しかし同時に、それらが彼に有利に働くような方法を探すものとしてみなされている」(北川 2011, p.72)。この制度理解から、諸制度が企業戦略を条件づけるというベクトルに注目する従来からの視点がある程度は継承されている一方で、企業行動が諸制度の変容を促すという逆のベクトルに強い関心が示されたことがわかる。

リソースとしての制度観に基づいて、経済システムに内在する開放性に焦点が当てられる。開放性は、たとえ均衡下においても、企業が制度の解釈と履行の仕方の変更を試みるという絶え間ない試行錯誤ゆえにシステムに内在している。歴史的制度論において発展してきた漸進的な変容を捉える理論がVOCアプローチに導入された理由は、経済システムの

---

<sup>2</sup> 長期的な動態を捉えるために設定する分析期間は、歴史的制度論においては、対象とする事例によって約20年の場合もあれば100年を超える場合もあるように大きな開きがある。その一方で、VOCアプローチにおいては、漸進的な変容の分析の目的がひとえにCMEsにおける近年の変容を捉えることであるため、概ね1970年代から2000年代前半までの数十年間分析の期間として設定されている。

均衡の下でなおも伏流する企業活動の動態に注目することが諸制度の変容をもたらすメカニズムを具体的に説明するうえで有益であったからであると考えられる。

このように制度理解を修正し、また、漸進的な変容に注目する観点を導入することは、理論的射程の単純な拡大というよりも、むしろ分析方法の転換を意味するかもしれない。従来の VOC アプローチにおいては、ゲーム論から引き出された概念をもとに多様性を論じるという演繹的な方法が中心であった。しかし、歴史的制度論からの問題提起に示されるように、諸制度を制約条件とするコーディネーション・ゲームという見方から制度変化を説明することには限界がある。漸進的な変容の観点を導入することは、歴史的経験から抽出されたメカニズムに焦点を当てるといふ帰納的な方法を重要視し始めたことを意味する。

以上のように、分析視角の修正、さらにいえば分析方法の転換を図りながら、VOC アプローチは多様性論の枠中で制度変化をより精緻に分析することが可能なアプローチとして発展したという理論動向が確認された(北川 2011)。

### (3) CMEs の変容

VOC アプローチを用いて、もしくは批判的に参照しながら、CMEs における近年の変容を精緻に分析する研究が活発になっている(eg., Hall and Thelen 2009; Thelen 2009; Palier and Thelen 2010; Hoepner 2007)。ただし、CMEs の変容といっても、これらの研究において主な分析対象となっている国は、CME の典型国とされるドイツである。Hall, Thelen らは、ドイツの変容が長期にわたって変化が蓄積した結果としてもたらされる点に注目する。ドイツの経済システム全体の変容は、以下に整理される漸進的な変容の 4 つのモードがいくつかの制度領域において同時に、または連鎖しながら生じたことの総体として捉えられる。

次節より 4 つのモードに対応する事例をみていくが、そのための予備的な整理として、まずは歴史的制度論における研究を参照したい。Streeck and Thelen (2005) による漸進的な変容のモード別の整理は、列挙にとどまるものであったため、なぜ特定のモードが現状の制度に満足しない挑戦者によって選択されたのかを示すものではなかった。Streeck and Thelen による整理を発展させ、Mahoney and Thelen (2010) は、特定のモードが選択された理由を制度の特徴と政治的文脈という 2 つの観点から説明している。具体的には、次の 2 つの観点に基づいて、選択される可能性が高いモードが特定される(以下、表 1 を参照)。

(表 1) 制度変化の文脈的及び制度的源泉

(Mahoney and Thelen 2010, TABLE1.2)

		標的とされる制度の特徴	
		解釈/執行における低いレベルの裁量	解釈/執行における高いレベルの裁量
政治的文脈の特徴	強い拒否可能性	堆積 (Layering)	漂流 (Drift)
	弱い拒否可能性	置換え (Displacement)	転換 (Conversion)

第 1 に、「政治的文脈は、現状の擁護者に、強い、または、弱い拒否可能性のいずれを提供するのか」という観点であり、第 2 に、「標的とされる制度は、アクターに、解釈または執行において裁量の行使のための機会を提供するのか」という観点である(Mahoney and Thelen 2010, p.18)。これら 2 つの観点から、挑戦者が 4 つのモードのうち特定のモードを選択する理由が次のように説明される。

一方で、現状の擁護者によって挑戦者の改革の試みが拒否される可能性が高い場合、具体的には、数多くの拒否点、もしくは強力な拒否権プレーヤーが存在する場合、挑戦者が制度を廃止すること、または制度の解釈を積極的に変更することは困難である。この場合、制度の解釈または執行について挑戦者がもつ裁量の幅の大小に応じて、「新たなルールを現存するルールの上または横に導入する」という「堆積」、または、標的となる制度を周囲の環境の移行に適応させるためにメンテナンスすることを意図的に怠る「漂流」が選択される(*ibid.*, p.15)。いずれのモードも、挑戦者が現状の改革を試みるうえで、擁護者からの激しい抵抗が予想される既存の制度には手を触れない点に特徴がある。

他方、拒否可能性が低いとき、制度の解釈または執行について挑戦者がもつ裁量の程度が小さい場合は「現存するルールからの脱却と新たなルールの導入」を図る「置換え」が、裁量が大きい場合は、制度の解釈の「転換」が試みられるであろう(*ibid.*, p.15)。

このように制度の特徴と政治的文脈という 2 つの視点から整理されている 4 つのモードのうち、第 4 節においては「置換え」と「転換」の事例を、第 5 節においては「漂流」と「堆積」の事例を取り上げる。以下では各制度領域における変容の事例を別個にみていくが、それを通じて確認したい点は、経済システム総体としてみたときにドイツの変容が果たして LMEs への収斂を意味するのか否かという点である。

#### (4) 制度のフォーマルな安定性に隠されながら進行している変容

当節では、漸進的な変容の4つのモードのうち、企業が引き起こす変容として Hall and Thelen (2009) が注目する「置換え」と「転換」の事例をみていく<sup>3</sup>。いずれの事例においても、制度が公式には安定しているにもかかわらず、その安定性に隠されながら実質的な変容が進行しているという。彼らは、これらの変容の過程が諸制度に弾力性をもたらず緩衝装置の役割を果たしていると分析する(Hall and Thelen 2009, p.20)。

まず、「置換え」の事例として、ドイツの集団交渉制度の変容が挙げられている (*ibid.*, pp.18-9)。ドイツの集団交渉制度は、金属産業における交渉をペース・セッターとしながら社会の広範な領域を包含していた。しかし、1970年代から80年代にかけて、金属産業の使用者団体から脱退する小企業が増加した。集団交渉制度は公式には維持されているが、これら企業の「裏切り」によって、この制度が包含する構成員の範囲は縮小している。制度の包含率の低下の「…結果として生じた浸食によって、交渉のための制度的装置自体は無傷のままであるにもかかわらず、労使関係におけるコーディネーションは著しく損なわれている」(*ibid.*, p.19)。

次に、「再解釈」の事例として、ドイツの労働法に規定される「有利原則」の解釈をめぐる、法廷を舞台とした労使間の闘争が挙げられている(*ibid.*:19-20)。有利原則は、企業レベルの労働協定について、産業レベルの集団交渉における労働協約よりも労働者の不利になる内容を定めてはならないとする原則である。この原則は、何をもって労働者の有利とするかについて曖昧さをもつがゆえに、企業レベルの協定の自由度を拡大することを望む企業または使用者団体による再解釈の試みにさらされ続けている。1984年、労働時間に関する工場レベルの合意がもたらされたが、さらなる再解釈を求め、企業は、労働者に低賃金の見返りとしてより大きな雇用保障を提案する試みを始めている。現在まで、この解釈は違法とする判例が有効である。ただし、ここで注目すべきは、有利原則が交渉の中央化を

---

<sup>3</sup> 厳密には、Hall and Thelen (2009) が注目したのは、「裏切り」(defection)と「再解釈」(re-interpretation)を表す事例である。彼らは、これら2つを、政府による上からの「改革」(reform)に並び、企業が下から制度を変化させる方法として注目している。ただし、これらの方法は、彼らも述べているとおり、漸進的な変容の「置換え」と「転換」を引き起こすメカニズムに対応している (Hall and Thelen 2009, p.18, annotation 8)。ここでは、Hall and Thelen (2009) と Thelen (2009) において取り上げられている諸事例を漸進的な変容の4つのモード別に整理するという目的ゆえに、Hall and Thelen の事例を「置換え」と「転換」の事例として分類した。

支えるために設計されたルールであるにもかかわらず、仮に裁判所が企業側の立場をとるならば脱中央化を強力に推し進めるルールに「転換」という可能性を内包している点である (cf., Thelen 2009, pp.487-8)。

Hall and Thelen (2009, p. 24) は、以上の 2 つの事例を中心に CMEs の変容を検討したうえで、CMEs は同一均衡に帰着しているのではないが社会保障の寛大さや賃金コーディネーションの広範さなどの点からみて依然として LMEs との差異を保ち続けていると結論づけている。さらに彼らは、結論的課題として、CME と LME という 2 分法は、CME の範疇を越え出るものではない変容を的確に描き出すには不十分であることを示唆した。

2 分法に新たな分析軸をくわえて制度変化の方向を検討した研究として、Thelen (2009), Palier and Thelen (2010), Hoepner (2007) が挙げられる。その中でも Thelen (2009) は、自身の近年の論文及びカンファレンス報告を再構成しながら、ドイツにおける 3 つの制度領域それぞれについて、変容の方向とモードを検討している。次節においては、Thelen (2009) の分析に依拠しながら、漸進的な変容の 4 つのモードのうち、残りの「漂流」及び「堆積」についての事例を取り上げる。

#### (5) 変容の方向の検討と多様性の再確認

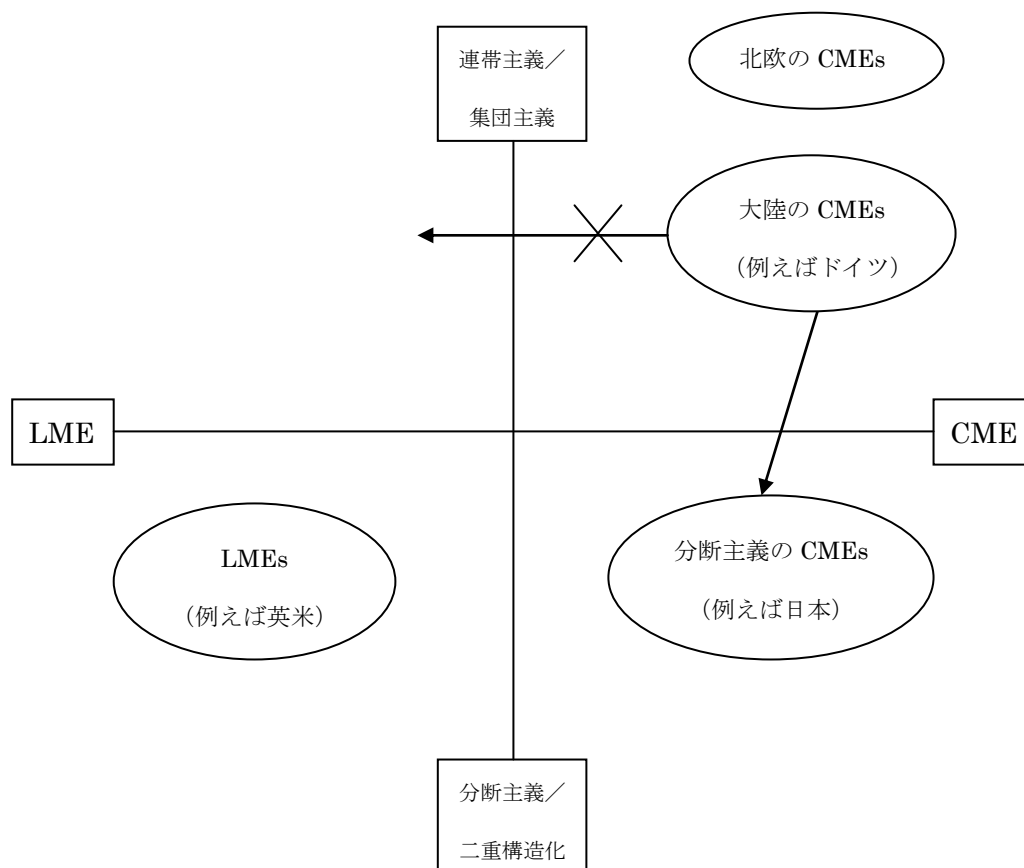
Thelen(2009)は、図 1 のように、VOC アプローチの既存の分類軸である LME/CME を横軸に、「連帯主義」(solidarism)／「分断主義」(segmentalism) を縦軸にくわえた平面においてドイツの変容の方向を示している。連帯主義／分断主義を縦軸にくわえることによって、ドイツの複数の制度領域において確認される漸進的な変容が、モードこそ違えども、変化の方向については共通していることが描かれる。図 1 の第 1 象限から第 4 象限への矢印として示されるように、Thelen (2009) において注目される「集団交渉」、「職業教育と訓練」及び「労働市場と福祉制度」のいずれの領域における変化も「分断化」(segmentation)ないし「二重構造化」(dualization)として方向づけられる<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> Thelen の分析は、VOC アプローチの企業中心視角を厳密に適用しながら行われたものではなく、むしろ、VOC アプローチが捉えきれなかった CMEs における変容を、制度を支える諸連合の政治動態に着目することにより説明するものである。そのため、本報告において取り上げた Thelen の諸研究(Thelen 2009; Palier and Thelen 2010)は、VOC アプローチを連合分析に結びつけることにより CMEs の変容を鮮明に描き出そうとする試みであるといえる。

図1 変容の2つの方向 リベラリゼーションと分断化／二重構造化

(Thelen 2009, FIGURE 2 を参考に報告者作成)



漸進的な変容の「漂流」モードは、「集団交渉」制度及び「職業教育と訓練」制度の領域において確認される(Thelen 2009, pp.481-3)<sup>5</sup>。これらの制度領域において、公式の制度自体は崩壊せずに存続しているが、実際には、制度の包含率が低下している。その要因のひとつは、サービス業の勃興という制度をとりまく外的環境の変化である。サービス業の勃興は、集団交渉制度に包含されない企業と非正規労働者の増加、及び、職業訓練を提供しない企業の増加をもたらした。これらの制度の包含率が低下したことにより、社会の広範な領域にまたがるコーディネーションを担うという制度の機能は実質的に失われつつある。このように、「漂流」の特徴は、制度の外的環境の変化によって制度の実際の効果が

<sup>5</sup> 1つの制度領域における変容は、必ずしも1つのモードに対応しているとは限らない。例えば、集団交渉制度の変容は、サービス業の勃興という外的環境の変化に起因する「漂流」モードと小企業の自発的な離脱による「置換え」モードが同時進行しながら生じている。



変化する点にある。また、これらの制度に包含されている、製造業大企業の正規労働者を中心とした中核労働者と制度に包含されない周辺労働者との分裂度合いが高まっていく点から、この変容の方向は分断化ないし二重構造化と特徴づけられる。

「堆積」モードは、「労働市場と福祉制度」において確認される(*ibid.*, pp.484-5)。1990年代から2000年代半ばにかけての労働市場改革、その中でもとくにハルツ改革は、中核労働者の雇用保障には手をつけない一方、低賃金労働の拡大を奨励するものであった。同時に、ハルツ改革は福祉制度の変容をもたらした。中核労働者を主な対象とした拋出制の社会保険制度を財政的に維持するために、周辺労働者に対して租税を財源とする資産査定つきの社会保険制度の適用が図られた。このように、労働市場と福祉制度の領域においては、既存の制度を廃止することなく別の論理に基づく制度を並置することによってこれらの制度全体を安定化させるという「堆積」の手法が確認される。また、この領域における変化の方向は、先に挙げた2つの制度領域と同じく、中核と周辺の労働者の分断化と特徴づけられる。

ここまで、4つのモードを各制度領域における個別の事例として取り上げてきたが、Palier and Thelen (2010)によれば、各制度領域の変容は連鎖しているという。連鎖的な変容は、労使関係の縮小をとまなう強化という一貫した切り口から説明されている。

ドイツの経済・社会システムにおいては、経済を伝統的に支えてきた製造業を中心とする工業、及び、拋出制の社会保険の恩恵を受ける労働者を中心に「中核」が形成されている。国際的な競争の激化に直面し、経済の中核をなす労使は、企業レベルにおいて協力関係を強化させていった。その代償として、生産性が低い労働者、及び、高い技能を必要としないサービスが中核から振り落とされたことにより、周辺労働市場の発達が刺激された。さらに、周辺労働市場は、政策によって中核に対して隔離的かつ従属的であるように発展させられている。ドイツ政府は、労使からの激しい抵抗を回避するために中核を支える制度の改革には着手しなかった。その反面、政府は、労働市場の硬直性と財政問題を解決するための手段として、周辺労働市場をあくまで中核に従属するものとして発展させ、かつ、そこに中核とは異なる論理の社会保険制度を隔離的に適用した。

このように、ドイツの変容は、労使が強固な防壁となっている中核部分とその維持の代償として柔軟性を担わされている周辺労働市場との二重構造が各領域にわたって横断的に深化していく過程として説明されている。リベラリゼーション、つまり図1における第1象限から第2象限への変化が結実しない理由は、まさに、中核部分を支える制度が労使に

よって強力に支援されている点に見出される。労使の抵抗によってリベラリゼーションの進行が抑制される反面、その代償として二重構造化が進展するという見方は、近年の変化を単純に労組の弱体化から説明する視点とは全く異なるものである(Palier and Thelen 2010)。

ここまで取り上げてきた諸研究から、グローバリゼーションの圧力の下、CMEs、とりわけその典型国とされるドイツが LME への収斂とは異なる固有の適応経路を歩んでいることが明らかにされた。このことから、静態的な比較分析を中心に出発した VOC アプローチは、通時的な変容の分析を経て「多様な資本主義」を再確認したことが分かる。

## (6) 結論

本報告の目的は、制度変化をより緻密に分析するために理論的に発展してきた VOC アプローチが近年の CMEs における変容をどのように評価したかを確認することであった。CMEs の変容の方向に言及したいいくつかの研究をみてきた結果、次の 2 点について共通した見解をもっていることが分かった。

第 1 に、近年の CMEs の変容は、いわゆるリベラリゼーション、VOC アプローチの枠組みを用いて言いかえれば LME への直接的な移行とは異なるという点である。つまり、グローバリゼーションの圧力にさらされてなお、CMEs は、制度的特徴の核心部分について LMEs とは一線を画し続けているということである。変件事例の緻密な分析を経て、暫定的ではあるかもしれないが、両類型の収斂はみられないという結論が導き出された。このことから、複数の資本主義類型が併存するという多様性論としての根本的な主張は、制度変化分析の面からも論拠を得たことによって説得力を増したことが分かる。

第 2 に、ドイツにおける変容は CME のカテゴリー内での均衡の移行として評価されるという点である。Hall and Thelen (2009) は、この変容がコーディネーション・タイプを維持するための緩衝装置としてはたらいっていると評価した。より具体的に、Thelen (2009) は、LME/CME という従来からの分類軸を横軸にして、さらに連帯主義/分断化という縦軸をくわえることにより、この変容を分断化ないし二重構造化として特徴づけた。

以上の議論を要約する。ドイツ経済において、コーディネーションを支える制度が公式には維持されているようにみえるとしても、つまり既存の VOC アプローチが採用する LME/CME という線上では有意な変化が観察されないとしても、連帯主義/分断化という新たな次元をくわえて平面にしてみると、分断化として特徴づけられる変化が確認される。こ

の分断化方向への変容こそが、初期の VOC アプローチにおいて見逃されていた変化である。変容の結果、ドイツ経済は、CME のカテゴリー内における別の均衡へと移行している。別の均衡とは、端的には日本モデルのことを指す(Hoepner 2007, p.17)。

ドイツの変容の結果として日独が同一視される傾向にあるが、もちろん、これまでの VOC アプローチの諸研究において、日独の相違点は見逃されてはいなかった。例えば、Hall and Soskice eds. (2001) の邦訳書に掲載されている「日本語版への序文 資本主義の多様性と日本」においては、CME という同一カテゴリーに分類される日本とドイツについて、両者の相違点が論じられている。日本は、ドイツのような「産業ベースのコーディネーション」が欠如している一方、「集団ベース」、すなわち「系列とその庇護下にある小規模企業の集合」内部においてコーディネートされているという(ホール／ソスキス 2007, pp. v)。

Thelen (2009), Hoepner (2007) らが主張するように、両国が企業単位のコーディネーションの比重が高いモデルに接近していく傾向にあるという見方が妥当ならば、通説的にドイツを社会単位のコーディネーションが発達した国として引き合いに出すことは適当ではなくなる<sup>6</sup>。したがって、VOC アプローチを用いた制度変化研究によって導出された結論を考慮すると、日本が長期の経済停滞から脱却するための処方箋をドイツに求めることは妥当ではなくなるかもしれない。

その一方で、今後の議論の展開のさせ方として、日独の収斂という Thelen らの結論に対して反証を行うことも考えられる。ホール／ソスキス(2007)の議論をふまえたうえで、ドイツの経済システムにおいては未だ社会単位コーディネーションの比重が日本と比較して高いことを示すことができれば、日独の同一視への反証となりうる。

---

<sup>6</sup> 宇仁(2009) は、日本経済が停滞している原因が社会単位のコーディネーションの比重の低さにあるとみている。Hall and Soskice (2001)の議論をふまえて日本経済が長期停滞から脱するための処方箋を提示しようとするならば、次の 2 つの道が考えられる(宇仁 2009, pp.159-61)。ひとつは、市場的關係に依拠したコーディネーションの強化、すなわち LME 化に向けた改革を試みる道である。もうひとつは、ドイツやスウェーデンのような社会単位のコーディネーションが充実しているモデルを目指す道である。

## 参考文献

- Deeg, R. and Jackson, G. (2007), "Towards a more dynamic theory of capitalism variety," *Socio-Economic Review*, Vol.5, No.1.
- Hall, P. A. and Soskice, D. (2001) "An Introduction to Varieties of Capitalism," in *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Hall, P. A. and Soskice, D. eds., Oxford University Press.
- Hall, P. A. and Soskice, D. eds. (2001), *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press (遠山弘徳ほか訳 『資本主義の多様性 比較優位の制度的基礎』, ナカニシヤ出版, 2007年).
- Hall, P. A. and Thelen, K. (2009), "Institutional Change in Varieties of Capitalism," *Socio-Economic Review*, Vol.7, No.1.
- Hoepner, M. (2007), "Coordination and Organization: The Two Dimensions of Nonliberal Capitalism," Discussion Paper 07/12, Cologne, Max Planck Institute for the Study of Societies.
- Mahoney, J. and Thelen, K. (2010), "A theory of gradual institutional change," in *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency, and Power*, J. Mahoney and Thelen, K. eds., Cambridge University Press.
- Palier, B. and Thelen, K. (2010), "Institutionalizing Dualism: Complementarities and Change in France and Germany," *Politics & Society*, Vol.38, No.1.
- Streeck, W. and Thelen, K. (2005), "Introduction: institutional change in advanced political economies," in *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*, Streeck, W. and Thelen, K. eds., Oxford University Press.
- Thelen, K. (2009), "Institutional Change in Advanced Political Economies," *British Journal of Industrial Relations*, Vol.47, No.3.
- ピーター・A・ホール, デヴィッド・ソスキス (2007) 「日本語版への序文」, 遠山弘徳ほか訳 『資本主義の多様性 比較優位の制度的基礎』, ナカニシヤ出版。
- 宇仁宏幸(2009) 『制度と調整の経済学』, ナカニシヤ出版。
- 北川亘太(2011) 「資本主義の多様性アプローチの制度変化論における近年の展開 ―制度と制度補完性理解の修正を中心に―」 『季刊 経済理論』第48巻第3号。
- 山田鋭夫(2008) 『さまざまな資本主義』 藤原書店。